

# 株式会社，特例有限会社，特定目的会社及び投資法人の登記の申請をされるお客様へ

平成28年10月1日から，株主総会議事録，種類株主総会議事録又は総株主の同意があったことを証する書面等を登記申請書に添付するときは，「株主リスト」も提出していただく必要があります。

## 株主リスト(株主総会の決議を要する場合)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案につき，総議決権数（当該議案につき，議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって，次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所，当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合には，その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は，次のとおりであることを証明します。

① 10名  
② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し，その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

氏名又は名称	住所	株式数（株）	議決権数	議決権数の割合
1 A田 B男	東京都千代田区農が岡1-1	300	300	25.0%
2 C田 D女	東京都千代田区農が岡1-2	200	200	16.7%
3 E田 F男	東京都千代田区農が岡1-3	100	100	8.3%
4 G株式会社	東京都千代田区農が岡1-4	50	50	4.2%
5 H合名会社	東京都千代田区農が岡1-5	30	30	2.5%
6 I田 J女	東京都千代田区農が岡1-6	20	20	1.7%
7 K田 L男	東京都千代田区農が岡1-7	15	15	1.3%
8 M田 N女	東京都千代田区農が岡1-8	10	10	0.8%
9 O田 P男	東京都千代田区農が岡1-9	9	9	0.8%
10 Q田 R女	東京都千代田区農が岡1-10	8	8	0.7%
		合計	742	61.8%
		総議決権数	1200	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

## 証 明 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案につき，総議決権数（当該議案につき，議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって，次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所，当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合には，その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は，次のとおりであることを証明します。

① 10名  
② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し，その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

氏名又は名称	住所	株式数（株）	議決権数	議決権数の割合
1 A田 B男	東京都千代田区農が岡1-1	30	30	30.0%
2 C田 D女	東京都千代田区農が岡1-2	25	25	25.0%
3 E田 F男	東京都千代田区農が岡1-3	20	20	20.0%
		合計	75	75.0%
		総議決権数	100	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

株主リスト作成についての詳細は，  
法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00095.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html)  
又は  
福岡法務局ホームページの株主リストの作成の手順  
を御利用ください。

### Q1:株主リストとは、どのようなものですか？

株主それぞれの氏名、住所、その有する株式の数、その有する議決権の数、議決権を行使することができる株主の総議決権数に対する当該株主が有する議決権の割合などの記載事項を証明した書面です。

※株主リストの記載事項は、株主総会議事録を添付する場合、総株主の同意があったことを証する書面を添付する場合、会社が種類株式を発行している場合などの事案により若干異なります。

### Q2:どのような登記を申請するときに、株主リストが必要になりますか？

株式会社と特例有限会社については、登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要するときです。

例えば、取締役、監査役などの役員を選任した場合の登記、商号変更、目的変更、発行可能株式総数の変更、譲渡制限の定めの設定、変更、廃止、本店移転などの定款の変更に伴う登記、募集株式の発行、資本の減少など株主総会の決議を必要とする登記などです。

また、登記すべき事項に総株主の同意を要するときも株主リストが必要になります。

特定目的会社については、登記すべき事項につき社員総会の決議を要するときに、投資法人については、登記すべき事項につき、投資主総会の決議を要するときに、株主リストが必要になります。

### Q3:株主リストには、株主全員を記載しなければなりませんか？

議決権を行使することができる株主の総議決権数に対して、その有する議決権の割合が高い順に上位10名の株主、又は、その有する議決権の割合が高い順に、株主の有する議決権の割合を順次加算して、その加算した割合が3分の2に達するまでの株主の人数のうち、いずれか少ない人数の株主について記載します。

登記すべき事項に総株主の同意を要するときは、株主全員を記載しなければなりません。

### Q4:登記すべき事項が複数ありますが、株主リストは1通添付すれば足りませんか？

株主リストは、登記すべき事項ごとに必要です。ただし、それぞれの株主リストの記載内容が一致するときは、その旨の注記がされた株主リストを1通添付すれば足りません。